

【 第 2 0 回中標津町まちづくり町民会議報告 】

日時：平成 2 3 年 3 月 2 4 日（木） 1 9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0

場所：中標津町総合文化会館 第 1 研修室

出席者： 2 7 名（中標津町まちづくり町民会議委員 1 6 名、ファシリテーター 1 名（東田）
職員プロジェクト 5 名、事務局 5 名）

< 会議次第 >

- 1 開 会
- 2 開会挨拶
- 3 議 題
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 全体討議
 - 前文について
 - 条例全体の文章表現について
 - 条項の内容検討について
 - (3) 今日の振り返りと次回の確認
- 4 閉会挨拶
- 5 閉 会

< 会議結果報告 >

- 1 開会
- 2 挨拶：大形本部長
杉本会長
- 3 議題< 進行：東田ファシリテーター >
 - (1) 前回の振り返り
第 1 9 回町民会議報告を基に確認
 - (2) グループ討議
 - 前文について
 - 3 グループで討議

[討議風景]



([各意見対照表 P 4](#))

【 討議内容 】

各班の意見

([各班別討議案 P 5](#))

〔 Aグループ発表風景〕



〔 Bグループ発表風景〕



〔 Cグループ発表風景〕



(3) 全体討議

前文について

結論：3案併記とする。

条文の討議が終わった後にもう一度、議論する。

全体の文章表現について

【協議内容】

「である」調

- ・ 条例として、今までどおり「である」調でつくるべき。
 条例及び規程による策定する際の基本ルールがある。
- ・ 解説をやさしく、ですます調でつくる。
- ・ ダイジェスト、わかりやすい解説書、子供用副読本をつくる。
 わかりやすいお知らせにする。
- ・ 「である」調はぼやけず、わかりやすい。

「ですます」調

- ・ 「ですます」調とする文体の取り扱いの規定を作ることが必要となる。
- ・ 正しく意味が伝わることが大事。町民がわかる「ですます」調でつくる。
- ・ 「である」調は表現がわかりづらくなる。職員しかわからない。
- ・ 新しい町民の考え方、進め方を表現するため、「ですます」調でつくる。
- ・ 「である」調は上から目線、押し付けの言い方になる。
- ・ 姿勢、意思表示の表現方法として、「ですます」調でつくる。
- ・ なぜ、基本となるルールがあるのか。どんな趣旨なのか。
 判断材料として、示して欲しい。
- ・ 日本国憲法の当時の意思表示として、「である」調とした。
- ・ これからの表現として残るものとして、「ですます」調でつくる。

- ・若い人、子供への表現にふさわしいものとして、「ですます」調でつくる。
- ・全国に発信するものとして、「ですます」調でつくる。
- ・本文を読んでもらうため、「ですます」調でつくる。
- ・川崎市の自治基本条例を参考にする。

結論：文体については、時間切れとなり、次回に検討を持ち越した。

『川崎市自治基本条例の解説書』及び『法律が「である」調とする趣旨がわかる資料』を郵送で送るので、次回に意見をもち寄ることとした。

(3) 今日の振り返りと次回の確認

東田ファシリテーターより説明

- ・次回も、全体会議で文体を協議する。
- ・出来れば、目的・基本理念・基本原則まで進みたいので、一緒に意見を考えてくること。

次回の町民会議の日程は、下記のとおり予定しております。

第21回 平成23年 4月13日(水) 役場 3階 301号会議室

第22回 平成23年 4月14日(木) 役場 3階 301号会議室

4 閉会挨拶：飯島副会長

5 閉 会

各意見対照表

< 協議項目 >

	町民会議全体討議案	飯島私案 (B 班)	佐々木私案 (C 班)	A 班	B 班	P T 試案・策定委員会
1. 前文について						
案	<p>私たちのまち中標津町は、東経145度、北海道東部の内陸に位置しています。明治末期に始まった原野の開拓は、冷害による凶作が続き、主畜農業に方針転換したことがその後の大規模な酪農地帯としての発展につながりました。</p> <p>私たちは、このまちの歴史を知り、町民憲章の精神を尊重し、先人のたゆまぬ努力と労苦をしのび、その心を受けて、人と自然との共生を理想とする、次世代に誇れるふるさとを創り、町民が主体のまちづくりを推進するための自治の最高規範として、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち中標津は、北海道東部の内陸、東経145度の子午線が通る千島火山脈の南に広がるほぼ平坦な丘陵地帯で、多くの中小の河川の上流、中流域にあります。</p> <p>明治末期に始まった原野の開拓は、当初は畑作を目指していたものの、冷害による凶作が続き、主畜農業に方針転換したことが、その後の大規模な酪農地帯としての発展につながりました。</p> <p>昭和12年には国鉄標津線が全線開通し、交通の分岐点となったことで、周辺地域や道内、全国各地から移入が続き、終戦の翌年7月には標津村から分かれ中標津村となり、3年あまりで町制が施行されるという目覚ましい発展を遂げました。</p> <p>私たちは、このまちの歴史を知り、町民憲章の精神を尊重し、先人のたゆまぬ努力と労苦をしのび、その心を受けて、人と自然との共生を理想とする、次世代に誇れるふるさとを創るため、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち中標津は、北海道の東に位置し、標津川の豊かな流れと武佐岳などに象徴される豊かな自然のもと、此の地に入植してきた先人の労苦により1946年(昭和21年)標津村から分村し誕生しました、その後も先人達のたゆまぬ努力により、根室管内の中核都市として発展を遂げてきました。</p> <p>私たちは、人、自然、街、農村、文化の共生を理想とし、誰もが住みたくなる魅力と個性に満ちたまちを築き、次世代を担う子供たちに胸を張って誇れる故郷中標津を造らなければなりません。</p> <p>私たちは、「みんなの力で明るい豊かなまちをつくる」という町民憲章の理念を尊重し、「協働」「情報の共有」「町民参加」の自治の実現を基本として、中標津町自治の最高規範としてこの条例を制定します。</p>	<p>中標津町は、北海道の東部に位置し、標津川の清らかな流れと武佐岳に象徴される自然豊かなまちです。1911年(明治44年)の依橋地区入植にはじまり、1937年(昭和12年)国鉄標津線の開通により、内陸の交通の要衝として栄え、農業や商業のめざましい発展による人口増加とともに、1946年(昭和21年)標津村から分村し誕生しました。</p> <p>私たちは、風土によって培われてきたおらかな気風や歴史を継承し、先人から受け継がれた澄みきった青空、豊かな緑、きれいな水を守り、だれもが住み続けたい魅力と個性に満ちたまち、次世代を担う子どもたちが胸を張って誇れる故郷を築かなければなりません。</p> <p>中標津町町民憲章の精神を尊重し、自ら考え、行動し、決定する、町民が主体の自治を実現するために、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちは、町民憲章の精神を尊重し、先人たちのたゆまぬ努力と労苦をしのび、人と自然の共生を理想とする次世代に誇れる故郷(ふるさと)を創らなければなりません。</p> <p>私たちは、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨を踏まえて、町民、議会及び行政が自治の基本理念を共有し、町民が主体の自治を実現するため、中標津町の自治の最高規範として、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち中標津町は、北海道の東部、根室管内の中部に位置し、標津川の豊かな流れと武佐岳などに象徴される豊かな自然のもと、1911年(明治44年)13戸40人の依橋地区入植にはじまり、1937年(昭和12年)国鉄標津線の開通により、根室管内内陸の交通の要衝として栄え、農業のめざましい発展による人口増加とともに、1946年(昭和21年)標津村から分村し誕生しました。</p> <p>その後、先人たちのたゆまぬ努力によって、分村後、わずか3年余りの1950年(昭和25年)1月1日に町制が施行され、根室管内の中核都市として発展を遂げてきました。</p> <p>私たちは、このまちの歴史と伝統を継承し、豊かな自然を守り、産業基盤の整備や定住基盤、生活環境の整備をさらに充実していくとともに、人と自然との共生を理想とし、だれもが住みたくなる魅力と個性に満ちたまちを築かなければなりません。</p> <p>私たちは、自ら考え、行動し、決定することによる町民が主体の自治の実現を基本として、中標津町町民憲章の精神を尊重し、私たちの進むべき未来に関する合意を形成する道筋を明らかにするとともに、次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れる故郷(ふるさと)中標津町を創るため、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・条文に入っていくと文 ・長くない文 ・歴史ではなく、成り立ち ・理念は前文に入れるが、強調して条文にしてもいい 		<ul style="list-style-type: none"> ・自治の基本原則につながる言葉 			<ul style="list-style-type: none"> ・「最高規範」は、条文に入れるが前文には入れない。「まちづくり」は使わない。 ・地理は、北海道東部で十分ではないか。 ・歴史(産業も含めて)は、みんなの思いが入ったものとするが、前文は変わらず残るものだから、10年後、20年後に読んででも変わらないシンプルなものとする。 ・もう一度、振り返るのであれば、理念の表現は、確かなものではないが、あっさりとして、条例審議した後、最後にもう一度考えてみることにする。 ・キーワードは、その程度とし、その時代の流行の言い回しではなく、10年、20年後も変わらない標準的なものにする。 ・「その心を受けて」は抽象的でわかりづらいので、書かないこととする。
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代 ・先人 		<ul style="list-style-type: none"> ・「個性に満ちたまち」 ・「町民が主体の自治」 ・「中標津町民憲章」 ・「次世代」 ・「故郷(ふるさと)」 ・「あつまる・つながる・ひろがる」 			<ul style="list-style-type: none"> ・杉本試案 ・歴史 ・地理 ・自然 ・理念 ・産業

前文（各班別討議案）

試案	A班	B班	C班
<p>私たちのまち中標津町は、北海道の東部、根室管内の中部に位置し、標津川の豊かな流れと武佐岳などに象徴される豊かな自然のもと、1911年（明治44年）13戸40人の俵橋地区入植にはじまり、1937年（昭和12年）国鉄標津線の開通により、根室管内内陸の交通の要衝として栄え、農業のめざましい発展による人口増加とともに、1946年（昭和21年）標津村から分村し誕生しました。</p> <p>その後、先人たちのたゆまぬ努力によって、分村後、わずか3年余りの1950年（昭和25年）1月1日に町制が施行され、根室管内の中核都市として発展を遂げてきました。</p> <p>私たちは、このまちの歴史と伝統を継承し、豊かな自然を守り、産業基盤の整備や定住基盤、生活環境の整備をさらに充実していくとともに、人と自然と街の共生を理想とし、だれもが住みたくなる魅力と個性に満ちたまちを築かなければなりません。</p> <p>私たちは、自ら考え、行動し、決定することによる町民が主体の自治の実現を基本として、中標津町民憲章の精神を尊重し、私たちの進むべき未来に関する合意を形成する道筋を明らかにするとともに、次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れる故郷（ふるさと）中標津町を創るため、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち中標津町は、東経145度、北海道東部の内陸に位置しています。明治末期に始まった原野の開拓は、冷害による凶作が続き、主畜農業に方針転換したことがその後の大規模な酪農地帯としての発展につながりました。</p> <p>私たちは、風土によって培われてきたおおらかな気風や歴史を継承し、先人から受け継がれた澄みきった青空、豊かな緑、きれいな水を守り、だれもが住み続けたくなる魅力と個性に満ちたまち、次世代を担う子どもたちが胸を張って誇れる故郷を築かなければなりません。</p> <p>中標津町民憲章の精神を尊重し、自ら考え、行動し、決定する、町民が主体の自治を実現するために、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち中標津町は、東経145度、北海道東部の内陸に位置しています。明治末期に始まった原野の開拓は、冷害による凶作が続き、主畜農業に方針転換したことがその後の大規模な酪農地帯としての発展につながりました。</p> <p>私たちは、このまちの歴史を知り、町民憲章の精神を尊重し、先人のたゆまぬ努力と労苦をしのび、その心を受けて、人と自然との共生を理想とする、次世代に誇れるふるさとを創り、町民が主体のまちづくりを推進するための自治の最高規範として、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>	<p>中標津町は、北海道東部、根室海峡の内陸に位置し、知床、摩周、阿寒の連なる山々と、気高き武佐岳に見守られ、標津川の流れとともにひらけゆくまちです。</p> <p>明治に始まった原野の開拓は、先人の労苦とたゆまぬ努力、助け合う心により酪農地帯をつくり上げ、商工業の発展とともに人があつまり、根室管内の中核として発展してきました。</p> <p>私たちは、このまちの風土や歴史を知り、「みんなの力で明るい豊かな町をつくる」という町民憲章の精神を尊重し、人と自然との共生、人と人がつながり、次世代につなげる故郷中標津を築かなければなりません。</p> <p>私たちは、自ら考え、行動し、決定することによる、町民が主体の自治を推進するための礎として、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>

部分は、共通語句